

第 609 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 9 月 9 日（火） 14 時 00 分～15 時 40 分
2. 場 所 滋賀県庁 本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 光永 靖 浦谷一孝 河島順二
小島俊明 松井弥惣治 宮崎多恵子 佐野高典
森 善則
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 西森書記
橋本書記
5. 説 明 員 上野参事 三枝参事 上垣課長補佐
佐野主幹（兼務） 西森専門幹（兼務）
酒井主席参事兼水産試験場長 大前副主幹 草野主査
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 松 井 弥惣治 印

署名委員 佐 野 高 典 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分開会

牧野事務局長 ただいまより、第 609 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日は、ご出席の委員は 9 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいておりますので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお本日、水産課長は議会对応のため欠席とさせていただきます。

それでは議事に移ります。

委員会会議規則第 5 条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いします。

谷口会長 それではただいまから第 609 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、松井委員、佐野委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

1) 漁業の許可の制限措置の内容等について

水産課 佐野主幹

西森専門幹

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 定数を定めることはいいと思います。ただ、定数は 260 人になるということですが、資料の中で 65 人以内とする書かれているところもありますが、どう理解したらいいのですか。

佐野主幹

定数としましては 260 人ですので、引縄釣漁業の許可が受けられるのは 260 人で間違いございません。しかし、今許可を持っていて一斉切り替えまで許可期限がある大半の人たちは、許可を取り直していただく必要はないと思っております。この方については、今のまま漁業を続けていただいたら、令和 8 年の 10 月 31 日に許可が切れるという形でして、今回その方たちについては、許可の申請をしていただかないことになっております。

この 65 人というのが何の人数かといいますと、3 ページの図でいいますと、一斉切り替え制度導入前に許可を取得したもの 52 人の乗り換えの方々になります。その上に新規と書かれていますが、これは全く新たにビワマス引縄釣漁業をしたい人になりまして、定数の 260 人から現許可数の 147 人を引いた 13 人になります。新しく漁業を始めたい人 13 人とこのままだと一斉切り替え前に許可がなくなってしまうため乗り換えする必要がある方 52 人、この 2 つを足した人たち 65 人を今回公示して募集したいと考えております。この図でいうところの新規、乗り換えにあたる 65 名をこのたび公示して募集するという形になります。

佐野委員

言っている意味がわからないところもありますが、3 ページの今許可を持っている人も一旦は許可を返納し今回新たに許可を受けてもらうことを推奨するというのは、一回返して、各支所、組合を通じて水産課に申し込みをなさいということですよね。この定数の 65 というのは、どういう意味ですか。

佐野主幹

今回募集する人が、65 人です。

佐野委員

今回募集する人が 65 人という解釈をするわけで、今まで持っている人はよろしいと、それを 260 人までにまとめるということですか。

佐野主幹

今持っていて、令和 8 年 10 月 31 日まで許可の有効期間がある方たち、全く新しく許可が欲しい方、このままだと許可がなくなってしまうので乗り換えていただく方、これらを足し合わせて定数 260 人となります。

河島委員

新たに増える人が 65 人ということではないのですか。

谷口会長 最大 260 人です。引き算でいうと 260 人からすでに許可ある人が 247 人なので 13 人が新規です。この 247 人には既得権があります。そしてこの 247 人には乗り換え 52 人も入っています。

佐野主幹 この図でいうと、数字が示せていなくて申し訳ありませんが、今許可をお持ちで、放っておいても有効期限令和 8 年 10 月 31 日まで許可があって、今回申請していただく必要のない方が 195 人になります。

谷口会長 それはどういう計算ですか。

佐野主幹 $260 - 13 - 52$ です。260 が定数、乗り換えが 52、全くの新規が 13 です。新しい方が 65 という少し語弊がありまして、本当に全く新しい方は 13 人で、52 人はこれまでも引縄釣漁業をしていたけれども、許可を受けたのが少し古くて、このままだと途中で一斉切り替え前に許可がなくなってしまう方です。

谷口会長 行政の都合で、ごめんなさいといってしてもらうのですね。

佐野委員 そうです。52 名の方に関しては本来であれば、許可期限が終わったときに自分のタイミングで、許可を更新してもらうことができます。許可期間が 5 年で、これまではいつでも許可できる制度でしたので、許可がなくなったときに更新ということができました。定数漁業にすると申請期間も一時に集められてしまいますので、途中で乗り換えてもらわないといけなくなってしまうというわけです。

谷口会長 単純に言うとも 13 人だけでも、経過措置として 52 人は許可申請を出してもらうということで、今回の数字は 65 人以内としているということですね。

佐野主幹 そのとおりです。全く新しく許可を募集する者は 13 人なのですが、行政の都合によって許可されない期間が生じるような方たちの分を今回募集する人数に含めている形になります。ですから、この後、定数までの余裕枠としては 13 人を見込んでいるということになります。本当に新規参入で引縄釣漁業をされるというのは 13 人までということです。

佐野委員 ということは、今許可を持っている 247 名は、引縄釣漁業許可の担保はもらえるわけですね。

佐野主幹 その通りです。今回乗り換えていただく 52 人につきましても、次の議題になってしまうのですが、優先順位のところで、これまで漁業をしていたものは優先順位が高くなっていますので、申請さえしていただければ、間違いなく引き続き許可がとれる仕組みにしております。

谷口会長 4 ページのスケジュールの最後、当面は 1～2 年ごとに切替を想定と書いてありますが、4 年も 5 年も先の話ではないですが、もう決めているのですか。

佐野主幹 令和 8 年、定数化を定めて 1 年後の話になりますが、1 年後のその次の許可期間については、本来 5 年の許可期間を短くしたいと考えていますが、1 年とするか 2 年とするかについては今の時点では考えていません。これから 1 年間定数漁業として走りまして、大きな混乱があるかないか、あるいはどのような要望があるかによって、次の許可期間は変えていきたいと思います。

谷口会長 それでは、ただいま説明のありました漁業の許可の制限措置の内容等については、異議なしとして答申することといたします。

 なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

 それでは、次の諮問事項に入ります。漁業許可の基準について、事務局から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

2) 漁業許可の基準について

水産課 西森専門幹

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 許可の基準については、問題ありませんが、ビワマス釣りで以前から言われているが、網への被害が相当あることが組合の理事会でも話題に上がっていました。新たな許可を出す際に他の漁具に危害

を加えないといったところを十分注意してもらおうとかできませんか。昨今、網地の入手が難しいため漁師は網を大切にしているのですが、漁師が釣り人を注意しても、一旦は場所を変えてもまた戻ってくる。このようなことも注意喚起してもらえないでしょうか。

佐野主幹

佐野委員がおっしゃられたような、漁具被害ですね、引縄釣漁業か遊漁船によるものかわかりませんが、水産課でも複数報告を受けています。本日も漁連から水産課に報告がありました。写真付きでルアーが網に引っかかっている、網がクシャクシャに絡まっている、さらには網が切断されている写真が載ってありました。引縄釣漁業だったり、遊漁だったり刺網漁業との軋轢が問題になってきているなど実感しております。そのようなことも引縄釣漁業の定数化するうえでの動機の一つになったと思っております。犯人が分かれば、そんな人には許可しないのですが、なかなか犯人を見つけるのは難しいという状況もあります。我々の係では取締もしていますので、取締をして網の近くで引縄釣をするものがいればしっかり注意をしていきたいと考えております。また新たに被害が出た場合には、水産課に御連絡していただきたいと思います。通報いただいたからと言って、必ず犯人が見つかるわけではないのですが、むしろ見つからない方が現状多いのですが、件数積み上げていくことで、こういう被害があるということで、引縄釣漁業や遊漁にルールを課すための材料になるかと思っておりますので、被害にあった場合には必ず水産課に御連絡いただけたらと思います。よろしくお願いします。

谷口会長

他にございませんか。それでは、ただいま説明のありました漁業許可の基準については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは、協議事項に入ります“ビワマス遊漁にかかる承認制度について”、事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

1) ビワマス遊漁にかかる承認制度について

事務局 関書記

水産試験場 酒井場長

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 最初に説明してもらった資料3-1の県内在住者の優先についてとあるのですが、県内と県外の今シーズンの比率はどうなっていますか。

それと県内優先する理屈、水産庁が言うように根拠や理由が必要かと思いますが、何をもって県内優先にするのですか。

関書記 比率は県外が約6割強、県内が約3割強です。

もう一つ県内を優先的に扱う根拠ですが、今のところ県外在住者の方が承認を受けたことによって、県内地域に何か大きな問題が生じているかであったり、また、魚が無主物であるという考え方の中で、琵琶湖の中にいるビワマス全体のうちどれだけが県内のものというようなことの根拠というか考え方がない中で、1,171件という承認枠の中で県内に住んでいる方を優先にした件数の設定が難しいと考えています。

佐野委員 比率を聞くと県外が約6割で県内が約3割ということで県外が県内の倍です。県内在住者優先との考えそのものはいいと思いますが、委員会において県内優先でやりなさいとするには理屈が必要で、現在の申請者比率を覆して県内優先にするほどの理屈がないのではと思います。

関書記 佐野委員がおっしゃるように、私たちも覆すことは難しいと思っているので、県内優先の対応はできない状態ですということを皆さんに共有させていただきたいということです。

佐野委員 県内優先はできないという説明だったのですね。

森委員 ここ2、3年の琵琶湖の水温躍層の位置はかなり深くなってしまっていることはないですか。

酒井場長 表層の水温がかなり高くなっているのは事実です。今、表層水温は29から30℃あります。躍層の深さ自体は、表層水温が高いからと言って深いところにあるということではなく、表層水温が高くなっているということです。躍層の位置は大きくは変化していない

と思いますが、表層水温自体は今シーズン、平年よりも2℃ほど高くなっています。

谷口会長

確認ですが、手数料は新しいのですか。

関書記

2,850 円の手数料につきましては、昨年度の段階で皆さんに協議いただきまして、その結果といたしまして、今年の 10 月 1 日から手数料条例の中で、ビワマスの承認にかかる旗の交付については一件当たり 2,850 円徴収するということで条例が施行されます。これまでは、旗を作るにも県の持ち出しがあったのですが、そういったものもすべてなくなるということで、承認制を運用していくうえでありがたいものとなっています。皆さんありがとうございました。

小島委員

魚の1℃、2℃の感覚は人間にとってはどれくらいの感覚なんでしょうか。棲みにくさという点から考えると1℃でも大きいのではないのでしょうか。

酒井場長

大変難しい質問で、もし光永先生とかお答えいただけるのであればありがたいのですが、水温1、2℃の違いが魚にとってどのような影響が出るかについて、詳しい情報を持ち合わせていないのですが、ビワマスに対する影響よりもアユに対する影響を強く心配しております。後ほどアユの資源状況を報告するときに御説明したいと思っているのですが、先ほど申しましたように今シーズンも表層水温が平年よりも2℃高い状況です。そういった状況の下で人工河川からふ化させたアユが琵琶湖に入ったときに、果たして生き残れるかどうか、そのあたりは実験をして調べていきたいと思っています。そういった中で水温の影響が確認できるのではないかと思います。

光永委員

我々は、体温が常に一定ですよ、魚は変温動物ですので、水温ほぼイコール体温です。水温2℃上がると体温が2℃上がることになります。我々が熱を出した時のようにエネルギーを使う量が増えます。酸素を使う量が増えて、特に高い水温だとぐーんとエネルギーが必要になってきます。ということは失ったエネルギーは餌を食べて補充しないと痩せていってしまいます。おそらく食欲も出て来なかったり、泳げば泳ぐほどエネルギーを使ってしまいます。人間でいうと何度というのはいませんが、イメージとしてはそのよ

うなことです。

宮崎委員

私からも、学術的に説明させてもらおうと、最近地球温暖化で水温が上がってきていますので、海の方でもそうなのですが、水温が上がってくると生き物は小型化して、早熟するプロセスがあります。それがいろんな動物で研究されていますが、魚は先ほど躍層の話も出ましたが、移動ができるので結果をとらえにくいと世間では考えられています。ただ、資源の問題から行くと、涼しい場所に移動するので、住んでいる場所が変わってきます。そして小型化が水産の問題では大きくなっています。子供の時に受ける高温が悪いのかというと、大人の時よりも子供の時に受ける温度の方が将来に影響する、そういう研究もあります。成魚だけのことなく、ふ化してから成長する時期の経験水温が将来の小型化をもたらすというのでも分かってきています。

谷口会長

前に水試の場長が言っていたアユの追加放流したときに餌がなかったらという話を言っていましたが、食べる餌がなかったら大きくなりませんよね。そういう相関関係もあるのですか。

宮崎委員

そうですね。餌の環境の方の問題もあるし、涼しいところに行ったら、暗いところでは自分らの餌もないと思います。琵琶湖は深いので、水深の深いところに行ける魚は行けると思いますが、そこでは光が来ていないので餌もないという悪循環が生じていると思います。

河島委員

水温の問題は我々ではどうしようもない。どう対応したらいいのかと思います。

森委員

この前、発言させてもらいましたが、人工河川の運用は非常に難しい時期が来ると思います。人工河川で使用している水温のところに仔魚を送り込んでやるのか、あるいは親の産卵の時期を琵琶湖の水温に合わせるのか、どちらを選ぶにしても至難の業です。今年失敗したら3年目になります。

宮崎委員

水温について、一言言わせてもらおうと、外洋の沖合は100メートルくらいまでは、風や波で容易にかき混ぜられます。50や60では完全に表層の水温が影響してきます。100メートルより深くなると

いくら暑くなっても躍層はできて涼しいところはできますが。だいたい 100 メートル限度ですね。

河島委員

自然産卵は水温がどう影響するのですか。遡上などにも影響すると思います。

酒井場長

暑い夏の影響が秋まで長引きますと、特にアユに対しては産卵がうまくできないという影響が出てきます。去年、一昨年と 2 年間そういう影響が現実に出ています。アユの場合は、成熟するタイミングは日長でスイッチが入ります。つまりお日様の長さが短くなると成熟のスイッチが入りますので、水温が高いから、もうちょっと後に産卵しようというコントロールができません。決まった時期に卵を産みたくてしまうのですが、卵を産みたくてしまった時期に水温が高すぎるとうまく産卵ができないという影響が出てしまうので、天然産卵の場合には非常に心配な状況です。人工河川の場合にはそこに放流する親は、池の中で電照飼育といいまして、電気を照らして日長をコントロールすることで、成熟の時期を早めたり、遅らせたりすることができますので、それで産卵時期をコントロールして、琵琶湖の表層水温がやや低下したときに卵が産めるようにしようとしています。

河島委員

となってくると、これからは人工河川頼みというか、メインに力を入れていかなければいけないということですか。

酒井場長

人工河川の役割が大変大きくなってきていると思います。

森委員

大きな台風が来てくれないといけないですね。

谷口会長

他にございませんか。

ないようでしたら、ビワマス遊漁にかかる承認制度については事務局から説明のありましたとおり、委員会指示を発出することいたします。

続きまして、アユ資源の状況について水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

河島委員 今の説明では犬上川や、知内川の温が比較的低いということで、そこに天然の親魚を放流するという案もあるのではないですか。

酒井場長 現状では水量が少ないです。知内川につきましては、河島委員のおっしゃることもそのとおりで、親魚を放流するのではなくて、登った親魚がうまく産卵できるように河床耕耘をしているところです。

河島委員 そうではなく、産めずに死んでしまう魚を産める環境に運ぶことはできないのですか。

酒井場長 それもいい取り組みだと思います。知内川につきましては例年アユがたくさん遡上する川ですので、あまりたくさん入れすぎて卵が密集しすぎると酸素不足になり、死んでしまうことも考えられるので、水温が低くて余裕がある場所があれば、そこに例えば姉川などに遡上した親魚を持っていくことは考えられるかなと思います。

河島委員 適温になったときにもっていかなければ意味がないですからね。

酒井場長 問題は産卵の準備が整った親を確保する手段としては、水が出て遡上したものをヤナでとらえてという今やっている方法がいいのではないかと思います。

河島委員 ただそれを温かいところに運ぶのであれば、意味がないのではないかと思います。せっかく運んで、放流するのであれば、水温の低いところに運んであげてほしいと思います。

酒井場長 これまでやっている天然親魚の放流は姉川に遡上した親を水温のコントロールができる姉川人工河川に放流することとそれから一部は田川にも放流をしています。田川も水温の点でみると、水量があります。水温も湧き水の流入もあるので、姉川ほどには高くないので、そういった川に放流しています。今後温暖化の影響と

いうのは継続することが見込まれるので、より条件のいいところに…。

河島委員 ぐっと遅らせることはできないのですか。

酒井場長 アユの産卵期をですか。

河島委員 姉川で獲れる親魚を一旦置いておいて、水温が下がった時に放流するということはできないのですか。

酒井場長 おそらく産卵の準備が整った状態で遡上してきますので、なるべく早く産卵させないと体の中で…。

河島委員 準備が整って遡上してきても水温が高くて産卵できないのなら、全く無駄な作業をしているのではないかと思ってしまいます。逆にそれなら姉川でやる気できているなら、放っておいた方がいいのではないですか。

酒井場長 姉川には水温が高くても、遡上をしてくるのですが、ただ産卵調査の折に見ていますと、卵を持ったまま死んでしまっている親もこの2年ほどは確認されています。遡上はしたけども、水温が高すぎて、結局産卵せずに死んでしまう。

河島委員 それを助ける術を考えなければ、いつまでたっても高いからという議論だけでは意味のない議論であって、それをどうするのか知恵を絞らなければいけないのではないですか。

酒井場長 そうですね。一つは人工河川を最大活用するということです。もう一つは、水温の低い川、川によって水温にばらつきがあることが分かりましたので、より条件のいい川にもっていくことも今後検討する必要があるかなと思います。

佐野委員 魚群数が8月時点で120%と例年より多いということですが、県内の各河川の水温が高い、水量がないということでせっかく多いアユが河川に遡上していないのですね。

他府県では、線状降水帯などによって各地で大雨が降っていますが、滋賀県だけここ数年、台風も雨もありません。琵琶湖の水温も

平年より高いです。放流量も去年並みの 20 トンにしてもらい、放流時期も去年の教訓から 10 日ずらしたけれど同じ状況で、せっかく産卵しても琵琶湖に流下したときには…。2 年連続アユが不漁ということで全国的にも琵琶湖のアユが欲しいけれども、もう人工アユを作っているのが他府県の状況です。今年も去年と同じ状況では、漁業者にとって死活問題であるし、水産課も試験場も、この気象状況ではおそらく豊漁になるとは思っていないでしょう。せっかく人工河川で産卵したアユを、トンネルでも作って、水温の低いところに流すならいいけれども、そんなこと莫大な金がかかるからできないでしょう。地球温暖化、水温が高い、残暑が厳しい、河川の水がない、雨がなし、自然の現象なのでどうしようもないのですが、この状況が続くと、琵琶湖漁業は主要魚種のアユがこういう状況では後継者が続きません。現職の漁業者でも飯が食えない状況です。自然相手には打つ手がありません。少々の雨ではだめで、琵琶湖の水温が 1℃、2℃下げないと意味がありません。米などは暑さに耐えられるものを作れますが、暑さに耐えられるアユなんか作れませんので、どうすればいいのかと弱ってしまいます。

酒井場長

我々も同感でして、温暖化の影響にあらがう術がなかなかなく頭が痛いのですが。唯一我々がアユの増殖手段として持っている人工河川の運用を最大限効果の高い方向にしていこうということなのだろうと思います。運用の見直しをすでに今シーズンから始めていますので、その効果をしっかりと見極めていくということ、そしてそれを踏まえて来シーズンの人工河川の運用にも役立つように試験場としては調査をしていきたいと思っています。池で飼っているアユについては産卵時期を電照でコントロールできるので、今シーズンのやり方でまだ足りなければ、さらに産卵時期を遅らせることは人工河川で産卵させる場合には可能ですので、そういった方法が必要かどうか今シーズンの調査結果を見ながら検討していきたいと思っています。

河島委員

アユが水温に適応して進化することはないのですか。

宮崎委員

外洋の海の方では、温暖化で産卵周期が短くなって時期が少し後ろにずれる生き物はいっぱいいます。アユに当てはまるかはわかりませんが、親が大きくなる時期や産卵時期が遅れる生き物はいいます。サイクルとして千年先、百年先にそういう生き物になっていく

可能性はあると思います。

谷口会長

山の状態がいいと栄養価のある水をためて…、昔漁業者からそんな話を聞きました。水産行政だけではなく、自然界の自然のサイクルを活かす提案をするといいのかと思います。すぐに効果が上がる話ではないですが。

谷口委員

それでは、他にないようでしたら、以上で第 609 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。